



市議会だより

まほるば



ドラゴンカヌーで夏がきた!!

インターネットで議会が見られます!



<http://www.city.kyotango.kyoto.jp>

議会の一般質問(録画)や、ライブ放送(会期中のみ)が、市のホームページからご覧いただけます。

6月議会レポート

政治倫理条例	2~3
市長に関する決議	4
一般会計(補正)	5
特別会計(補正)	6
条例 他	7
一般質問 他	8~18
財政問題等調査特別委員会 報告	19
チャレンジ!京丹後・あとかぎ	20

2005年7月

第5号

●9月定例会予定●

9月1日 本会議(招集日)
9月6日 補正予算
9月12日~14日 一般質問
9月30日 本会議(最終日)

京丹後市政治倫理条例の概要

条例の骨格

条例の目的

第1条（目的）
市政が市民の厳粛な信託に基づくものであることをかみがみ、京丹後市長、助役、収入役及び教育長並びに京丹後市議会議員が、市民全体の奉仕者として、その政治倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行使することによって、自己または特定の者の利益を図らないことを市民に宣言するとともに、公正性を実証するために必要な措置を定め、併せて市民も市政の主権者としての責務を明らかにしている。

政治倫理審査会

第6条（審査会の掌握事務）
京丹後市政治倫理審査会（地方自治の本旨に理解、専門知識がある、市議会の同意を得た5名で）
①市民調査請求があった時の、事案に対する調査、報告又は勧告
②職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会の開催請求に対する、適否および意見書の提出
③審査に必要な市長等、議員その他の関係者の事情聴取または資料請求等

調査請求権

第13条（市民の調査請求権） 市民(有権者)100分の1以上の者の連署+証拠資料→調査請求
①市長等及び議員に係る政治倫理規程に違反した行為
②市の工事等の契約に関する遵守事項に違反する行為

政治倫理基準

市民の責務

第2条（政治倫理基準）
①品位および名誉を損なう行為および職務に関し疑惑をもたれる行為の禁止
②地位を利用していかなる報酬または金品も授受しない
③市が行う契約、認可等に関し、特定の個人、企業もしくは団体を推薦または紹介等しない
④政治的、道義的な批判を受ける寄付等を受けない（後援団体も含む）
⑤市の職員等の採用に関して、推薦または紹介をしない
⑥市職員等の公正な職務の妨げ、地位による不正行使の働きかけ禁止
⑦市職員等の昇格、人事について不公正な人事行政に関与しない

第3条（市民の責務）
市民は、公共の利益を実現する主体者としての自覚を持ち、市長等および議員に対し次の行為を行ってはならない
①左の第2条の②から⑥に掲げる行為
②公正な職務の遂行を損なわせる恐れのある行為を求める行為

第17条（職務犯罪起訴後の説明会）
・起訴後、その職にとどまる時は市民に対する説明会の開催を求め積明する
・市民は、説明会において質問できる

第19条（職務関連犯罪の有罪確定後の措置）
有罪刑が確定した後、市政に対する信頼回復のため、辞職手続きをする

問責制度

第15条（審査結果の公表）
市長は、審査結果の報告書を受理した時は、要旨の公表

宣誓書の提出

第4条（宣誓書の提出）
市長等および議員は、この条例を遵守する旨の宣誓書を任期開始後速やかに、提出しなければならない

請負等に関する遵守事項

第20条（市の工事等の契約に関する遵守事項）
①市長等及び議員は、法第92条の2、第142条、第166条第2項または第168条第7項の禁止に該当する場合は、直ちに当該請負等を辞退する旨の届出を提出しなければならない
②市長等および議員と以下関係を有する企業は、市が行う工事等の契約、委託および搬入契約を辞退するよう努めなければならない
・資本金他これに準ずるものの3分の1以上を出資する企業
・経営方針に関与している企業
・年額120万円以上の報酬を受領している企業
・配偶者および1親等以内もしくは同居の親族が経営し、または役員をしている企業

6月定例議会

6月定例議会が6月2日に招集され、23日間の会期で24日に閉会しました。今議会では、歳入歳出確定にともなう平成16年度一般会計補正予算と各特別会計・企業会計補正予算7件、平成17年度一般会計補正予算2件と各特別会計・企業会計補正予算4件、条例の制定4件、決議2件をはじめ42件の議案が上程され、議第3号（4ページ参照）の決議以外はすべて原案通り可決・承認・同意されました。

また、定例議会前の議会会派の再編により、議会運営委員会、総務常任委員会、産業環境常任委員会の委員の変更がありました。

主な質疑

公職者の倫理の確立を求めるため、個人の良心にまかせるだけでは不祥事はなくならないとの理由で、議員提案による倫理条例が提出されました。提出前に2日間わたる全議員による議論を経て、6月24日に提出された修正動議（原案の第1条、4条のみ。以下削除とするもの）を否決し、原案を賛成多数で可決しました。（12月1日施行）

問 基本的に倫理は押し付けるものでないと思うが、また、条例の背景や意図は。
答 同感である。法令を上回るものでない。旧町長の逮捕もあり、公職者が市民の信頼を回復するための倫理である。予算編成等の開示、行政の透明性が大事と考える。

問 条例により、住民の自由の制約、権利の制限、住民の義務は課せられるか等の検討内容は。
答 透明性が増し、歓迎される。自由・権利の制約もない。市民の責務を自覚していただくことで市民参加が進む。

問 条例20条の2項は、努力目標であるが、6条が100分の1以上の連署が必要であり、十分な理由が示されない限り、有権者が100分の1以上の連署を無理と考える。署は20条の2項が基本的人権（職業選択・婚姻の自由）に触れないか。
答 憲法第98条に反しない。横だし規定である。

問 市民の調査請求権、政治倫理審査会が、特定の議員のイメージダウン、選挙妨害に利用される危険性はないか。
答 先行市町村の事例にはない。市民請求権では十分な理由を示す書面が必要であり、十分な理由が示されない限り、有権者が100分の1以上の連署を無理と考える。署は20条の2項が基本的人権（職業選択・婚姻の自由）に触れないか。
答 憲法第98条に反しない。横だし規定である。

豆知識

地方自治法第92条の2
普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負する者及びその支配人または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役もしくはこれらに準ずべき者、支配人および精算人たることができず。

主な討論

賛成討論の趣旨（中西、池部、森、川浪、早川、池田）
市長等および議員は、市民全体の奉仕者として、市民から疑念を発生させないためにも、政治倫理基準や、憲法・地方自治法に抵触しないという判断のある請負等の遵守事項を示したことは、市政や議員の信頼を高める上からも大きな意義があると思う。

反対討論の趣旨（松本信、野村、奥野、行待）
【修正案賛成者】
住民を代表する公職者が、権限や地位の影響力を不正に行使し、私利を得ることを律するもので、条例の必要性は認識している。

調査請求権、市民の責務、議員親族の権利の制限など、将来にわたり市民の皆さんにも影響が及ぶことを考えると、早急に結論を出すべきでなく、民意を十分に反映させるためにも、時間をかけた上で、全員の総意で制定することが望ましいと考える。

市長の告訴問題について

の決議

中山市長に關する告訴が、京丹後警察署に受理されたという緊急事態を受け、6月定例会の冒頭、「中山市長が強制わいせつ容疑で告訴された問題」を議題として真相の徹底究明をする決議（議第3号・提出者森勝）、「市政への信頼回復を求める決議」（議第4号・提出者石河良一郎）が提出され、後者が賛成多数で可決されました。

市政への信頼回復を求める決議

今回の中山市長に対する告訴問題が、多くの市民に動揺を与え、市政への信頼感の失墜を招くような事態となったことは極めて遺憾である。中山市長は、告訴に關し「心外で残念だ」とのコメントをしているが、事件は既に捜査当局の捜査に委ねられている。市議会は、事件の推移を見定め、毅然たる対応の責務を自覚する中で、

今回の中山市長に対する告訴問題が、多くの市民に動揺を与え、市政への信頼感の失墜を招くような事態となったことは極めて遺憾である。中山市長は、告訴に關し「心外で残念だ」とのコメントをしているが、事件は既に捜査当局の捜査に委ねられている。市議会は、事件の推移を見定め、毅然たる対応の責務を自覚する中で、

中山市長が強制わいせつ容疑で告訴された問題を議会として真相の徹底究明をする決議

中山市長が強制わいせつ容疑で告訴され受理された。この強制わいせつ容疑が事実であるならば、被害者の人権を侵害し、その将来に拭うことのできない傷跡を残す許されない行為である。また、市民の市政に対する信頼を大きく損なうものであり、市政を任すわけにはゆかない重大問題である。市民から議会で徹底究明を求める声が出されているが、中山市長は、告訴事実を否定し続けている。議会が市民の信託に応える当然の責務を果たすため、議会として真相を明らかにする集中審議を行うものである。市長が自ら真相を市民と議会に明らかにすることを強く求めるものである。以上、決議する。

中山市長が強制わいせつ容疑で告訴された問題を議会として真相の徹底究明をする決議

採決の結果
賛成3、反対26で否決

「反対討論」

松尾 市長を信じるがゆえに、あえて独自に真相を調査した。勇気を奮い起こして、告訴に踏み切った女性やその家族の心中は、察するに余りある。市長は速やかにその家族や市民に対し、真相をはつきり言明されることを強く望む。

池部 市長が自らの潔白を証明する誠実な姿勢に立って、全力で市政への信頼回復に努めることを求める。事の真偽、情報が定かでない、周囲の動向に惑わされず、今後の推移を重大な関心を持って見守りたい。

行待 事件の真相は、既に捜査当局の手に委ねられている。議会は、告訴を重く受け止めつつも、冷静な対応が求められる。市長は今後慎重に行動するとともに、市政の停滞や混乱を起こすことなく、この状況を一日も早く回復することに、全力を注がれたい。

採決の結果
賛成25、反対3、退場1
賛成多数で可決

平成16年度 補正予算

平成16年度の歳入歳出の確定、整理調整のための補正予算(専決処分) 全て全員賛成

一般会計補正予算
1億9739万円を減額し、予算総額を379億811万円とする。事業費確定にともなう不用額の整理。民生費などの減額が多く、予備費に5億8695万円を計上。

問 乳幼児・児童医療事業の減額理由は。

答 乳幼児への現物給付が見込みを下回った。児童については申請制度であり、まだ1年を経過していないことと、社会保険もあるため把握できていない。

問 市行造林事業が2000万円の増額だが。

答 一旦補正減としたが、補助採択されているので実施しなさいという。新植の保育は引き続き実施。

問 経営支援金融事業の状況は、京丹後市内の中小業者の資金繰りが困難ということか。

答 府の制度融資等が借りやすくなり、直接金融機関が受付窓口となったことも増えた要因。

国民健康保険事業特別会計補正予算
9064万円を減額。国保税、国府支出金の増額と基金の戻し入れ。

老人保健事業特別会計補正予算
3億2086万円を減額。医療費、審査手数料の減による国交付金の減額等。



整備された市行造林

平成17年度 補正予算

一般会計補正予算第1号のみ賛成多数。その他の補正予算は全員賛成。

一般会計補正予算第1号
2億9713万円を増額し、予算総額を292億7713万円とする。国際交流事業の追加経費、放課後児童健全育成事業に伴う丹後庁舎改修経費、茶生産振興対策事業補助金、あしぎぬ温泉法面復旧工事費ほか。

問 放課後児童健全育成事業、網野は利用料5000円だったが。

答 丹後庁舎を改修し、丹後町でも実施する。旧網野より開設時間も長く、6000円に値上げとなるが、負担感を軽減している。



国営農地の茶生産 (久美浜町永留)

問 静御前関連観光施設の維持管理費は。また、工事が遅れるとあるが。

答 9月には完成をしたい。維持管理費は月8000円程度。

問 丹後の魅力発信拠点整備事業、予算の追加があるが現状の評価は。

答 京の丹後屋アークスは2万件だが、注文数は少ない。PR事業等を積極的にして、京丹後の魅力を全国の人に知ってもらいたい。

問 小中学校の緊急通報システム。国からの指導はどうか。

答 自動的に警察署、教育委員会に通報が届く。42も学校施設があり、財政の制限から、最小限の対応である。



小中学校に緊急通報システム設置

問 ちりめん洋装化シンプोजウムについて、過去の経験や旧町からの積み重ねをどう生かすか。

答 ちりめん産業をもう一度踏みとどまって復活反転させていきたい。地場産業への体系のなかで位置付けている。

問 観光振興のためのアドバイザーについて、目的と成果の考えは。

答 専門的な知識を持つ民間の方を非常勤で採用して、民間とのコラボレーション（共同作業）で適切な観光政策の推進を進めたい。

18年度以降もやっていきたい。

問 国際交流事業の企画政策委員の仕事内容は。

答 以前から、葉草の交流事業に関わってこられた方。中国との交流に関する専門的な知識について、指導を受けた。

問 健康増進計画での予定になかったアンケートの経緯は。

答 計画の資料として、生活習慣などの調査の必要が生じたので、コンサルに委託。

問 蒲井旭線道路改良工事と地域振興計画との関連は。

答 トンネルの話も当初あり、計画も念頭にあるがトンネルではない。

問 求人情報サービス事業は、データは手入力しか対応できないのか。

答 国の制度上、ぎりぎりの限界でやっている。

制定・改正された条例・その他

京丹後市税条例の一部改正

法律改正に伴うもの。
①個人住民税 65歳以上の非課税措置の段階的廃止。②固定資産税 震災などによる、長期避難に係る被災者住宅用地に対する、特例措置の創設、その他。

問 福祉や医療で低所得の方への影響は。

答 非課税世帯の所得について、調査してみないとわからない。
《反対討論》森 勝
国保などかなり大きな影響がある。国が決めたからと言うのは許さない。

過疎地域における京丹後市税条例の特例に関する条例の一部改正

法律改正に伴うもの。
過疎地域内において製造の事業、ソフトウェア業もしくは旅館業の用に供する設備を新設しまたは増設した者

について、その事業に係る固定資産税に対する減免措置。

農村地域工業等導入地区における京丹後市税条例の特例に関する条例の一部改正

半島振興対策実施地域における京丹後市税条例の特例に関する条例の一部改正

京丹後市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例

本市が設置する、公の施設の管理を行わせる指定管理者の、指定の手続き等に関し、必要な事項を定めるもの。

《反対討論》森 勝

働く人、住民へのサービス低下に対して配慮がない。効率化のみで歯止めがない。
《賛成討論》松本 経一
民間でできることは民間で、経費の削減と、市民の利便性を図る必要がある。課題もあるが賛成。

問 京丹後市長期継続契約と定める契約は。

答 長期継続契約を締結することができると定めるもの。①電子計算機その他の事務用機器の借入れに関する契約 ②庁舎の保守管理業務の委託に関する契約、その他。

京丹後市放課後児童健全育成事業実施条例

「放課後児童クラブ」(学童保育)は、従来の大宮・峰山・網野に加え今年度から久美浜・丹後でも開設することになり、これを機に条例を制定するもの。

京丹後市議員の報酬及費用弁償等に関する条例の一部改正

京丹後市議会議員の報酬及費用弁償等に関する条例の一部改正
市議会議員、特別職



建て替えられた松岡団地

討論

《一般会計補正予算》 《反対討論》森 勝

静御前については、中止、中断といった勇断を。また、ちりめん洋装化シンプोजウムなどのイベントよりも、今日までの旧町での蓄積を生かした、専門的職員の養成の必要性があり、この2点を中心に反対。



いつまでも元気に!! 健康増進計画

一般会計補正予算第2号
1億5358万円を追加し、予算総額を294億3071万円とする。

昨年の台風23号の被害による地域再建被災者住宅等支援補助金の追加

老人保健事業特別会計補正予算
6791万円を追加
平成16年度分の遅れて交付される未交付額。

介護保険事業特別会計補正予算
予算内での財源調整一部費用の組み替え。

集落排水事業特別会計補正予算
1500万円を追加
管渠整備事業増額による。

病院事業特別会計補正予算
200万円の追加
寄付金の繰り入れ。

の職員で非常勤のもの、選挙長などが、公務に出席する場合の費用弁償。

京丹後市保育所条例の一部改正

溝谷保育所の、乳幼児受け入れのための増築工事完了に伴い、同保育所定員を増員するもの。

京丹後市手数料条例の一部改正

京丹後市営住宅条例の一部改正

松岡団地(網野町下岡)建替整備工事の一部完了に伴い、所在地の番地を改めるもの。

京丹後市浄化槽市町村整備推進事業の実施に伴う合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例及び京丹後市上下水道事業審議会条例の一部改正

「合併浄化槽」を「浄化槽」に改めるもの。

京丹後市消防団員等公務災害補償条例の一部改正

京丹後市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部改正

「京丹後市税条例の一部改正」は賛成多数、それ以外は、全員賛成で可決されました。

報告

損害賠償額の決定 5件
交通事故、道路陥没事故により損害を与えたもの。

特別委員会の設置

行財政改革等調査特別委員会の設置について

行財政改革等に関する調査などを行うため、特別委員会を設置するもの。

委員長 中西 敏行
副委員長 松尾 信介
委員 井谷 實夫
今度 弘
小牧 耕一
大同 衛
高山 充男
谷口 正博
早川 雅映
平林 智江美
松本 聖司
松本 信之
森 勝
森 亨
吉浪 芳郎



勉強、遊びに元気な子供達

問 社会的経験が不足し、人間的関係をつくり辛い子どもたちが増えているなかで、子供の居場所づくりについての考えは。

教育長 体験活動などの積み上げを含め、健全育成と結びつけて地域の力

子供の居場所づくりについて
市長 ▼ 参加する人とボランティアの信頼関係が重要
丹政会 大同 衛

問 遊びなど体験には危険もともなうが、安全対策についての考えは。

教育長 管理外の事故については課題があり、民間の保険制度を利用していくことが最大限のこと。互いの信頼関係が重要。

問 将来的に財政は厳しい。組織・機構・人員等のスリム化、ダウンサイジング（コスト削減のための小型化）が必要ではないか。

市長 人の規模の縮小は大切だが、民間活力など地域活性化のために必要

健全財政と産業政策
市長 ▼ 市としてフォローは、大変重要なことなので、予算についても教育部局と相談していきたい。

問 縦割りの業務を細分化した組織よりも、組織を統合して職務の連携する横割りの組織にした方が、スリム化と人材の育成ができるのではないかと。

市長 縦と横の連携、全体的な視野で仕事をしていく組織作りが必要。ただ、産業政策的な蓄積ができていないので、一部重点的に縦で行いたい。

問 社会変化の中で、産業は経営環境の変化に適応できなければならぬ。

市長 生活を支える責任があり、地道に、また、さまざまな発想を取り入れながら産業を育んでいく取り組みとして、産業政策はやらねばならない。

問 激烈な地域間競争にさらされる観光など、産業に力を入れるなら観光と農林水産を統合した経済部など、広く連携できる組織をつくり民間を支えるべきではないか。

市長 生活を支える責任があり、地道に、また、さまざまな発想を取り入れながら産業を育んでいく取り組みとして、産業政策はやらねばならない。

有田元弥栄町長
逮捕事件の影響は
有田元弥栄町長逮捕の事件に関連して、市行政運営への影響は。

市長 旧町のことではあるが、重く受け止めている。二度とあつてはならないことで、職員一丸となつて不正を許さない土壌を作っていく。

問 本市の現在の入札、契約等の制度に問題点はないか。

助役 現行制度の中で、いささかも不正につなが

問 市内の女性から、強制わいせつ容疑で告訴されている。告訴に対して一貫して否定されているが。

市長 心外で残念である。告訴で言われているような事実は決していない。信頼回復を求める決

市政への信頼回復の方策は
市長 ▼ あらぬ嫌疑を晴らすことが一番
丹政会 石河 良一郎

問 議を採択したが、その決議に対しての思いは。

市長 決議を真摯に受け止め、強く自戒反省している。

問 三次会、四次会までも付き合った実態に対して、認識の甘さが指摘されている。また、車代、

問 市民・職員からの信頼感の失墜は、深刻な事態である。信頼回復の方策は。

市長 あらぬ嫌疑を晴らすことが第一だと考えている。

有田元弥栄町長
逮捕事件の影響は
有田元弥栄町長逮捕の事件に関連して、市行政運営への影響は。

市長 旧町のことではあるが、重く受け止めている。二度とあつてはならないことで、職員一丸となつて不正を許さない土壌を作っていく。

問 本市の現在の入札、契約等の制度に問題点はないか。

助役 現行制度の中で、いささかも不正につなが

有田元弥栄町長
逮捕事件の影響は
有田元弥栄町長逮捕の事件に関連して、市行政運営への影響は。

市長 旧町のことではあるが、重く受け止めている。二度とあつてはならないことで、職員一丸となつて不正を許さない土壌を作っていく。

問 本市の現在の入札、契約等の制度に問題点はないか。

助役 現行制度の中で、いささかも不正につなが



入札・契約制度改正説明会

6月定例議会

20人が登壇

一般質問

～市政を問う～

掲載は質問順としました。質問議員から提出された原稿を原則掲載しています。質問答弁とも要約ですので、質問議員にお問い合わせ頂くか、市のホームページ議会コーナーにて、一般質問の録画が公開されておりますので、そちらをご覧ください。

この度、会派の再編がありましたので、お知らせします。

会派名	構成員	
丹政会	◎石河良一郎	池田 惠一
	川浪 将義	大同 衛
	谷口 正博	原 久
	松尾 信介	松本 経一
創政会	◎中西 敏行	今度 弘
	岡田 修	川村 博茂
	大下倉禎介	早川 雅映
輝友会	◎行待 実	奥野 重治
	小牧 耕一	高山 充男
日本共産党	◎森 勝	平林智江美
	松田 成溪	
公明党	◎池部 皓三	松本 聖司
市民派クラブ	◎野村 重嘉	井谷 實夫
無会派	田茂井誠司郎	浅田 武夫

◎は代表者

意見書提出
国会内閣

地方六団体改革案の早期実現 地方議会制度の充実強化

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書(要旨)
(賛成者多数で可決)

地方六団体は、「基本方針2004」に基づく政府の要請により、地方分権の理念に沿った三位一体の改革案を内閣総理大臣に提出した。しかしながら、十分な改革とはいえない現実の中で、残された課題の実現を強く求める。

- ・3兆円規模の税源移譲を確実に実現
- ・生活保護費・義務教育負担金の協議は国と地方で行い、国庫負担率の引き下げは認めない
- ・地方六団体の改革案を優先して実施
- ・第2期改革案の政府の方針を早期明示
- ・地方公共団体の財政運営に支障がないよう交付税の総額を確実に確保

三位一体の改革は、国の支出を抑えることが目的で、義務教育費等の税源移譲の結果として、地域間格差を生むため、反対する。

地方議会制度の充実強化に関する意見書(要旨)
(全員賛成で可決)

平成5年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、市町村の合併等により、地方議会を取り巻く環境は、大きく変化している。

三位一体の改革の中で、財政面での自己決定権が強まれば、議会の執行機能に対する監視機能を強化し、また自ら政策を発信していかなければならない。そのため、議会改革を積極的に行っていく必要があるが、解決すべき様々な制度的課題がある。

地方自治法制定後60年が経過し、「議会と首長との関係」等ほとんど見直されていない。

よつて国においては、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、①議長に議会招集権の付与②委員会の議案提出権③議会に付属機関の設置など、地方議会の権力強化及び活性化のための改正を強く求める。